

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和6年5月)

1. 開催日時 令和6年5月27日(月)
午後1時30分から午後2時13分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 14人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 5人(6番 山口博史 7番 芝高敏雄 12番 藤川利文 13番 近藤 清 17番 江本康治)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 14人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 3人(山口泰範 吉田 健 楮山富行)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第4 報告事項(1)農地転用の制限の例外届について
 第5 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生
局長補佐 原田裕充
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和6年5月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、6番 山口委員、7番 芝高委員、12番 藤川委員、13番 近藤委員、17番 江本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員14名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会長

(会長挨拶)

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、1番、大塚委員、2番、藤本委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告事項(1)農地転用の制限の例外届について
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議長

それでは、議第12号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可で
ございます。

議 長 まず最初に、議第12号1番の売買による所有権移転についてで
ございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1頁から2頁をご覧ください。1番でございます。9筆ご
ざいます。位置図については、資料1と2です。

申請地の所在は鴨島町牛島字四ツ屋で、地目は台帳、現況共に畑、
合計面積は6,321㎡です。譲渡人は、申請地を相続しましたが、
県外在住であり、貸していた農地を返還されたことから管理に苦慮
し申請地を手放すことを考えていました。譲受人は、個人としての
耕作面積はありませんが、農業を行う法人の代表社員として数年前
から徳島市、石井町で農作業をしており、この度、譲受人個人とし
て農業に関わりたいと思い購入可能な農地を探していたとのことで
す。

譲受人は、外国人であり、外国人の農地購入の実績も当市では近
年なく、加えて比較的広い面積でありましたので、先日譲受人本人
の面談を行いました。

面談では、妹が日本で家族を持ち既に帰化していることもあり、
自分も最終的には永住権が欲しいと思っていること。農業経験は約
2年半で、近所の農家の方や友人に教わりながら作業をしているこ
と。申請地でも会社の従業員に手伝ってもらいながら農業に従事す
る予定であること。譲渡人所有の家屋も農作業の拠点及び従業員の
宿舎として同時に購入予定で、そこにある使わなくなった農機具に
加え、トラクター等を既に購入済みであること。申請地内に筆界未
定地が存在するがもう一人の所有者の土地とは現実的な境界ができ
ており、現在もその境界線によりそれぞれの農地で耕作をしている
こと。近隣農家への事前あいさつや寄宿する従業員にも生活の指導
をし、地域の方たちと仲良くやっていきたいと思っていることなど
を聞き取りました。

農地取得後は、玉ねぎとカブ、レタスを作付け予定で、既に苗も
発注しているとのことです。

譲受人が取得している在留資格において農作業を行うことが可能
である事を高松出入国在留管理局に確認済みです。

外国人の農地取得については、昨年から許可申請書に「国籍」と
「在留資格」を記入することになりましたが、それによって特別な
制限がかかるわけではなく、日本人が購入する場合と同様の条件を
満たすかが許可要件となります。

書類審査や面談の結果から、農地法第3条第2項各号に明確に該
当するものは存在せず、農地の権利移動の許可要件を満たしている
と考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議
の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、藤本委員
の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番

2 番、藤本です。ただいまの事務局の説明と重複するところもありますが、少し補足説明をさせていただきます。5月1日に事務局と一緒に現地確認をし、5月10日に会長とともに面談を行いました。現在、妹が市外で農業をされており、そこで本人も農作業を手伝い、業務の管理もしている状況でございます。手伝いばかりではなく自分も主になって農業をしてみたいと、この度の農地取得を考えられたようでございます。外国人の農地取得ということで事務局といろいろ協議しまして、農業に対するやる気がどこまであるか、また、本人が農作業を本当にするのかということなどを個人面談で確認の必要があるなど話しておりました。面談の結果でございますが、今現在は在留資格を短期で更新している状態ですが、今後は期間の延長なり、最終的には永住権を取得したいということをお話され、本人の農業に対する相当なやる気を感じました。農地の取得に関しては、事務局の説明にもありまして、日本人が取得する時と同じ要件により審査することによって、この案件については何ら問題はないということをご報告させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第12号1番の売買による所有権移転につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

1 1 番

譲受人のお名前はなんと読むんでしょうか。外国の方ということですが、どちらの国の年齢はいくつくらいの方ですか。

事務局

(譲受人の名前、国籍、年齢を答える)

1 5 番

今後も同様の申請があるかもしれないが、関連機関に外国人の農地取得について問い合わせはしてみましたか。

事務局

問い合わせ及び調査の結果、先の説明のとおり、外国人ということで特別な規制などは現在存在せず、いつもどおりの3条許可申請の審査をすることになります。

議 長

外にご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第12号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長

続きまして、議第12号2番の売買による所有権移転についてで

ございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は川島町児島字正境で、地目は台帳、現況共に畑、面積は464㎡です。譲渡人は農業経験もなく、相続した農地の管理に苦慮しており、地元推進委員に相談したところ、申請地隣に住む譲受人が農業に興味を持っており、この度売買に至ることになりました。取得後は、同居する夫と近くに住む両親と共に自家消費用の人参、ネギ、大根を作付けする見込みです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番

19番、大久保です。事務局から説明があったとおりでございます。申請者は、家の敷地に隣接する農地を購入することになりました。何ら問題ないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第12号2番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第12号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長

それでは、1番の売買による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3頁になります。1番でございます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は、川島町川島字春日北、地目は、台帳、現況共に田、面積は742㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農

地の第3種農地でございます。

譲渡人は高齢のため耕作が困難になっており農地の買い手を探していました。譲受人は、現在、市内の賃貸住宅住まいですが、子どもの成長により手狭になってきており家族で住む家を建てることを計画し、学校にも近い申請地を購入するに至ったようです。

計画概要は、木造平屋住宅、建築面積126.90㎡を建築する計画で、事業費は自己資金100万円、借入資金4,200万円を予定しています。

土地の造成については、表土を取り除き、良質土を入れ締め固めます。境界には既設コンクリート擁壁が存在するため、土砂等の流出はありません。

雑排水は合併浄化槽で処理後、南側道路側溝に排水し、雨水は敷地内で地下浸透させる予定です。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、15番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

15番 15番、松本です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、少し補足説明をさせていただきます。申請地の所有者はご高齢で、ここ数年間申請地は耕作をしておりません。土地の売買を考えておりましたところ、申請地近くに住む譲受人との間で話がまとまり申請に至りました。現地確認でも事務局の説明のとおり近隣周辺地域に迷惑になるようなところはありませんでした。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番の売買による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第12号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料5です。申請地の所在は、川島町三ツ島字北新田、地目は、台帳が畑、現

況が田、面積は903㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

申請地は、譲渡人を含め耕作する者がおらず、休耕地となっており、この度、太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル164枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をKDDI株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1,222万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、雑草管理として、年に2回以上の草刈りを行います。また、境界線から50cm内側にフェンスを設置します。土地の境界付近は、現状維持のまま施工するので、土砂等の流出はないものと考えます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。以上ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。譲渡人宅を訪問しますと家屋にも売却すると看板が出ておりました、近隣の方も何もわからないということで、単身で農業もできないので太陽光発電の用地として売却するのだと思います。近くに既に太陽光発電の施設があるので転用も仕方ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第13号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第13号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、3番及び4番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番、4番につきましては、譲渡人、譲受人につきましても同一

で、申請地も隣接しておりますので一括して説明いたします。位置図については、資料6です。

申請地は3名の共有名義となっており、所在は山川町湯立、地目は、台帳、現況共に田、面積は665㎡と817㎡でございます。共に農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人3名は、県外在住であり、相続した申請地の管理に苦慮し、この度太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル156枚と164枚、パワコン各10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設をそれぞれ設け、発生した電力をKDDI株式会社へ売電する計画です。事業費はそれぞれ自己資金1,129万円と1,237万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、雑草管理として、年2回以上の草刈りを実施します。周囲にフェンスを設置し、土地の境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

取水及び排水は発生せず、雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、両申請につきま

しては、許可やむを得ないと思われま

議 長 続きまして、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5 番 5番、安部です。先日現地確認をしてまいりました。周辺住民にも業者の方が案内を済ませており、何も問題ないと思われま

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第13号3番及び4番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきま

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第13号3番及び4番について許可することに、ご異議ござい

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第13号3番及び4番につきま

議 長 次に、
報告事項(1)農地転用の制限の例外届について
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項（１）農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。
議案書の４頁をご覧ください。１番でございます。届出のあった土地の所在は山川町川田で、位置図については、資料７です。こちらは、農地法第５条第１項第７号に基づく同法施行規則第５３条第１項第５号による、公共工事における工事車両進入路への転用届出でございます。転用面積は、 $2,055\text{m}^2$ のうち $1,007\text{m}^2$ で、転用期間は令和６年６月から令和７年３月までです。令和６年５月８日付けで、これを受理致しました。

○報告事項（２）農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご報告致します。
議案書の５頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、利用権設定の賃貸借権の合意解約が１件３筆、使用貸借権の合意解約が４件５筆、でございます。
以上でございます。

議長 報告事項（１）（２）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 ○農業委員・農地利用最適化推進委員の令和５年度最適化活動の点検評価について

議長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後２時１３分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記